



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則 告示	神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則 土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	地域協働局区役所課 環境局環境保全課	1 6
告示 告示	令和8年第2回定例市会の招集 土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除	行財政局財務課 環境局環境保全課	8 9
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上津台6丁目自治会ほか)	地域協働局地域活性課	10
告示 告示 告示 告示 告示 告示 告示	生活保護法等による医療機関の指定 生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 生活保護法等による施術者の指定 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 福祉局くらし支援課 環境局事業系廃棄物対策課	12 13 14 15 17 18 19
告示	農業集落排水施設の供用の開始及びその関係図面の縦覧	建設局下水道部経営管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸三木線)	建設局道路管理課	21
公告 公告 公告 交通局	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 都市公園の拡張(神戸研究学園都市周辺緑地) 環境影響評価法による説明会の開催(播磨臨海地域道路) 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程	経済観光局農政計画課 建設局公園部管理課 都市局都市計画課 交通局営業課	22 23 24 25
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	41
人事委員会	労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	42

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立御影公会堂条例施行規則（昭和34年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用許可の申請） 第2条 条例第4条の規定により神戸市立御影公会堂（以下「公会堂」という。）の施設（条例第3条第4号及び第5号に掲げる施設を除く。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式</u>による<u>申請書</u>を東灘区長（以下単に「区長」という。）に提出しなければならない。	（使用許可の申請） 第2条 条例第4条の規定により神戸市立御影公会堂（以下「公会堂」という。）の施設（条例第3条第4号及び第5号に掲げる施設を除く。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、<u>様式第1号</u>による<u>神戸市立御影公会堂使用許可申請書</u>を東灘区長（以下単に「区長」という。）に提出しなければならな

(使用許可書の交付) 第4条 区長は、使用許可をしたときは、<u>別に定める様式による使用許可書</u>を申請者に交付する。 (使用料の後納) 第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) <u>神戸市地域サービス情報システム</u>(以下「<u>情報システム</u>」という。)の<u>利用により許可を受けて使用する</u>とき。 (3) [略] (使用料の返還)	い。 <u>2 前項の規定による申請の受付は、ホールを使用する場合は使用しようとする日(引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。)の4月前の日から使用日の前日まで、ホール以外の施設を使用する場合は使用日の2月前の日から使用日の前日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用許可書の交付) 第4条 区長は、使用許可をしたときは、<u>様式第2号による神戸市立御影公会堂使用許可書</u>を申請者に交付する。 (使用料の後納) 第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) [略] (使用料の返還)
--	--

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の7日前の日（情報システムの利用により使用許可の取消しを申し出る場合以外の場合にあって、当該日が休館日のときは、その翌日以降の日のうち休館日に当たらない最初の日）までに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) [略]

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、別に定める様式による申請書に第4条の使用許可書を添えて、区長に提出しなければならない。

（指定管理者に業務を行わせている場合の読替え）

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わ

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の1月前の日（当該日が休館日の場合は、その翌日（翌日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項に掲げる本市の休日であるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日））までに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) [略]

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第3号による神戸市立御影公会堂使用料返還申請書に第4条の神戸市立御影公会堂使用許可書を添えて、区長に提出しなければならない。

（指定管理者に業務を行わせている場合の読替え）

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わ

せている場合における第2条から第5条まで、第9条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	別に定める様式による申請書	[略]
	[略]	[略]
第3条	[略]	[略]
第4条	[略]	[略]
	別に定める様式による使用許可書	[略]
[略]	[略]	[略]
第9条	別に定める様式による申請書	[略]
第2項		
	第4条の使用許可書	[略]

せている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	様式第1号に	[略]
第1項	よる神戸市立御影公会堂使用許可申請書	
	[略]	[略]
第2条	[略]	[略]
第2項		
及び第3条		
第4条	[略]	[略]
	様式第2号による神戸市立御影公会堂使用許可書	[略]
[略]	[略]	[略]
第9条	様式第3号に	[略]
第2項	よる神戸市立御影公会堂使用料返還申請書	
	第4条の神戸市立御影公会	[略]

					堂使用許可書	
	[略]	[略]			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年9月25日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市立御影公会堂条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる使用許可の申請その他の行為について適用し、施行日前に行われた使用許可の申請その他の行為については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の神戸市立御影公会堂条例施行規則第9条第1項第3号の規定は、施行日以後に使用許可の取消しを受けた場合に適用する。

神戸市告示第313号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

西区玉津町高津橋字高ナギ49番1、54番1、55番1、55番2の各一部

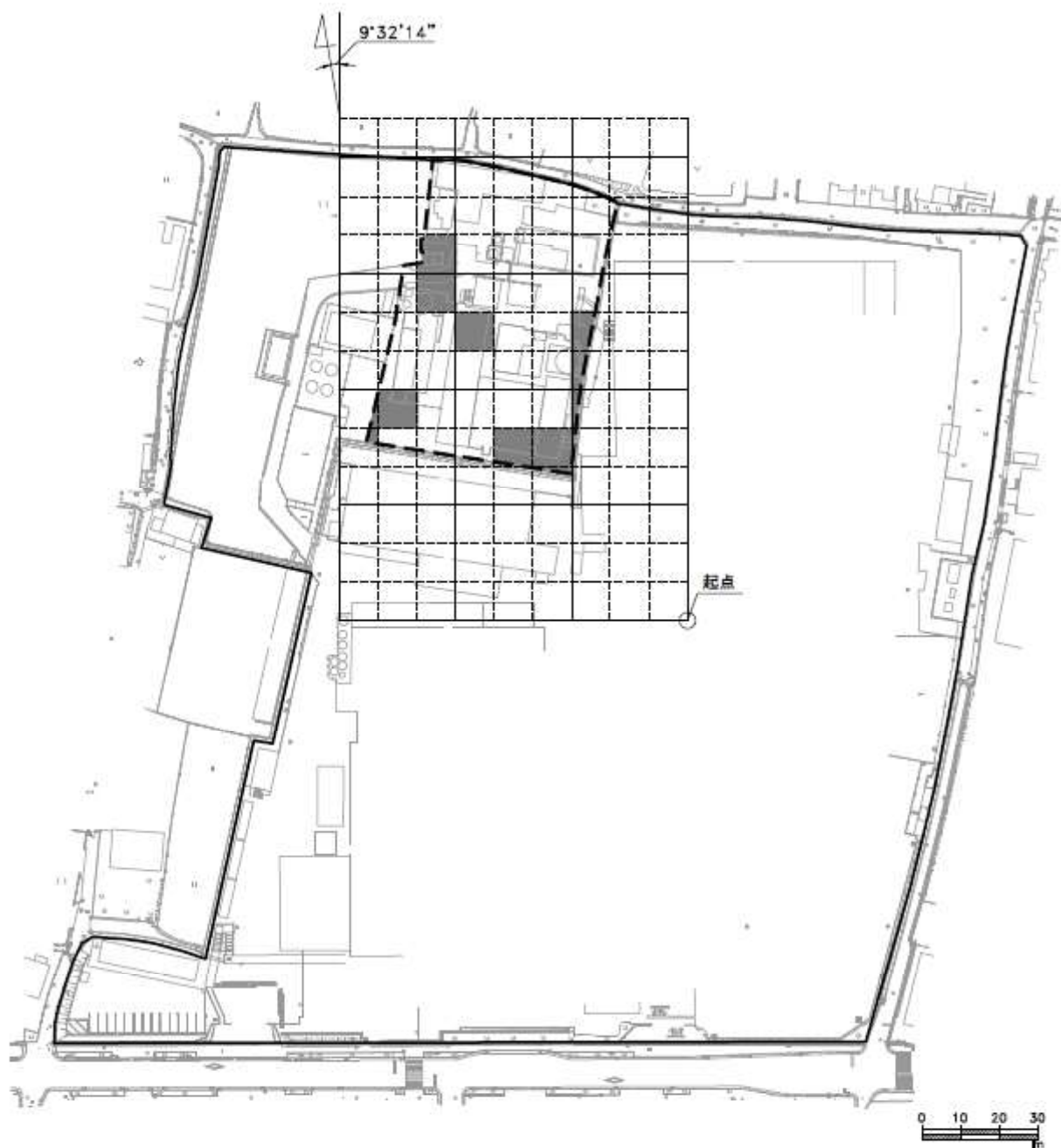
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



【凡 例】	
	敷地境界
	起点
	調査範囲
	形質変更時要届出区域

【起 点】
起点は、既往調査時 (世界測地系座標 (第5系) X=-147652.967, Y=60785.532) の調査起点と同じ位置とする。

【格子の回転角度】
9° 32' 14\" 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第314号

令和8年9月11日神戸市役所内に第2回定例市会を招集する。

令和8年9月4日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第315号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和8年9月7日

神戸市長 久 元 喜 造

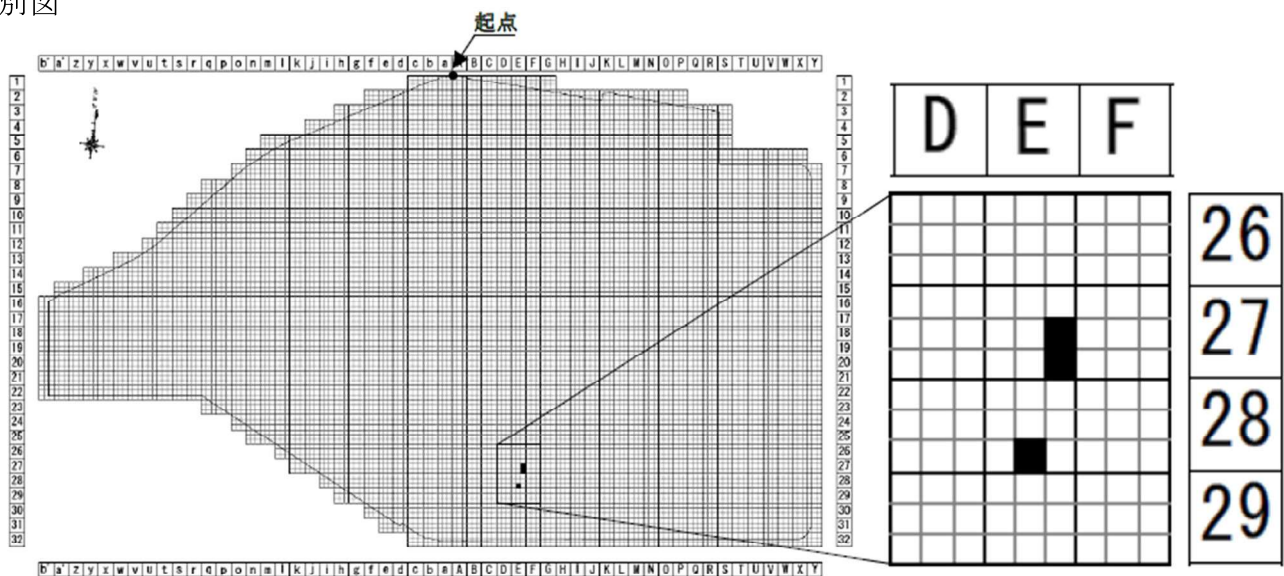
- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
灘区灘浜東町10番6の一部（別図のとおり）

- 2 特定有害物質の名称

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

<起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

令和8年9月15日 神戸市公報第3980号

神戸市告示第332号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、上津台6丁目自治会、陸ノ町自治会、松風台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	上津台6丁目自治会	陸ノ町自治会
主たる事務所	神戸市北区上津台6丁目37番14号 シャトーコエモンF棟202号	神戸市垂水区陸ノ町1番13号
代表者の氏名	尾形 佳助	村井 万里
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目5番6号	神戸市垂水区陸ノ町1番13号

名称	松風台自治会
主たる事務所	神戸市垂水区松風台1丁目9番3号
代表者の氏名	長嶋 和代
代表者の住所	神戸市垂水区松風台1丁目5番4号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 上津台6丁目自治会

令和8年3月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大根 幸久	尾形 佳助
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目31番35号	神戸市北区上津台6丁目5番6号

(2) 陸ノ町自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	井上 考之	村井 万里
代表者の住所	神戸市垂水区陸ノ町7番24号	神戸市垂水区陸ノ町1番13号

(3) 松風台自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岡田 雄二	長嶋 和代
代表者の住所	神戸市垂水区松風台1丁目5番2号	神戸市垂水区松風台1丁目5番4号

神戸市告示第333号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団旭診療所	神戸市中央区旭通二丁目 9 番 5 号	令和 8 年 7 月 1 日
さら薬局	神戸市中央区中山手通 1 丁目 2 3 - 2	令和 8 年 8 月 1 日
しきさい薬局東灘店	神戸市東灘区本庄町 3 丁目 5 - 1 8	令和 8 年 8 月 1 日
さら薬局トアロード店	神戸市中央区北長狭通 2 丁目 5 - 9	令和 8 年 8 月 1 日

神戸市告示第334号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団三宮 そう矯正歯科 (旧)医療法人社団河南 矯正歯科クリニック	神戸市中央区琴ノ緒町 5 丁目 3 - 5	令和 7 年 12 月 23 日
(新)グッドプラン薬局 灘駅前店 (旧)つばさ薬局	神戸市灘区岩屋北町 7 丁目 1 番 3 0 号	令和 8 年 7 月 30 日
(新)グッドプラン薬局 御影店 (旧)薬局プレミアムフ ァーマシー	神戸市東灘区御影中町 1 丁目 1 6 - 2 0	令和 8 年 7 月 29 日
(新)グッドプラン薬局 森南町店 (旧)森南町さくら薬局	神戸市東灘区森南町 2 丁目 1 - 1 0	令和 8 年 7 月 31 日

神戸市告示第335号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
磯尾医院	神戸市中央区国香通 4 丁目 1 - 1 6	令和 8 年 7 月 13 日
むらた小児科クリニック	神戸市灘区高羽町 2 丁目 1 0 - 1 3	令和 8 年 7 月 31 日
くすい内科医院	神戸市須磨区大手町 3 丁目 1 - 1 2	令和 8 年 7 月 31 日
こうべ政宗デンタルクリニック	神戸市西区玉津町高津橋 2 6 2 - 5	令和 4 年 10 月 27 日

神戸市告示第336号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)医療法人社団三宮そう矯正歯科 (旧)医療法人社団河南矯正歯科クリニック	神戸市灘区岩屋北町 7 丁目 1 - 3 0 ラ・メルベージュ 1 0 1 号	医療法人社団三宮そう矯正歯科	神戸市中央区琴ノ緒町 5 丁目 3 - 5	令和 7 年 12 月 23 日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
(新)グッドプラン薬局 灘駅前店(旧)つばさ薬局	神戸市東灘区御影中町 1 丁目 1 6 - 2 0 ポラリス御影 1 F	株式会社グッドプランニング	神戸市東灘区住吉宮町 3 丁目 7 - 1 4	令和 8 年 7 月 30 日	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
(新)グッドプラン薬局 御影店 (旧)薬局プレミアムファーマシー	神戸市東灘区森南町 2 丁目 1 - 1 0	有限会社ユナイテッドフェローズ	神戸市東灘区御影中町 1 丁目 1 6 - 2 0	令和 8 年 7 月 29 日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
(新)グッドプラ	神戸市中央区	株式会社	神戸市東灘区	令和 8 年	居宅療養管

ン薬局 森南町 店 (旧)森南町さく ら薬局	加納町四丁目 3番2号 近 藤ビル8階9 階	グッドブ ランニン グ	住吉宮町3丁 目7-14	7月31日	理指導 介 護予防居宅 療養管理指 導
(新)ブラン皮膚 科クリニック 神戸三宮院 (旧)ブランクリ ニック神戸三宮 院	神戸市灘区岩 屋北町7丁目 1-30 ラ・メルベ ユ101号	医療法人 社団白凜 会	神戸市中央区 琴ノ緒町5丁 目3-5	令和8年 7月15日	訪問看護 訪問リハビ リテーション 通所リ ハビリテー ション 居 宅療養管理 指導 介護 予防訪問看 護 介護予 防訪問リハ ビリテーシ ョン 介護 予防通所リ ハビリテー ション 介 護予防居宅 療養管理指 導

神戸市告示第337号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 介護事業者

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
磯尾医院	神戸市中央区国香通 4 丁目 1 - 1 6	磯尾 泰之	神戸市中央区国香通 4 丁目 1 - 1 6	令和 8 年 7 月 13 日	
むらた小児科クリニック	神戸市灘区高羽町 2 丁目 1 0 - 1 3	村田 英雄	神戸市中央区山本通 4 丁目 2 7 - 1 8	令和 8 年 7 月 31 日	
くすい内科医院	神戸市須磨区大手町 3 丁目 1 - 1 2	楠井 晶子	兵庫県西宮市分銅町 3 - 1 3	令和 8 年 7 月 31 日	

神戸市告示第338号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
サラテタカノ恵実(あそ R e s t 御影院)	サラテタカノ恵実	神戸市東灘区御影中町 4 丁目 2 - 1	令和 8 年 8 月 19 日
福元 俊哉 (I K O I 鍼灸治療院)	福元 俊哉	神戸市垂水区朝谷町 1 7 - 1	令和 8 年 8 月 1 日
福元 響 (I K O I 鍼灸治療院)	福元 響	神戸市垂水区朝谷町 1 7 - 1	令和 8 年 8 月 1 日
洗 鉦添 (ハピネス訪問 鍼灸 マッサージ 須磨院)	洗 鉦添	神戸市須磨区北落合 5 丁目 6 番 2 4 号	令和 8 年 9 月 1 日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
サラテタカノ恵実 (あそ R e s t 御影院)	サラテタカノ恵実	神戸市東灘区御影中町 4 丁目 2 - 1	令和 8 年 8 月 19 日
福元 俊哉 (I K O I 鍼灸治療院)	福元 俊哉	神戸市垂水区朝谷町 1 7 - 1	令和 8 年 8 月 1 日

神戸市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	代表者職氏名	所在地
株式会社キズナックスエコロジー神戸	代表取締役 小川将人	神戸市長田区苅藻通6丁目 3番2号

2 委託する公金事務の内容

神戸市事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和8年8月21日

4 委託期間

令和8年8月21日から令和11年3月31日まで

神戸市告示第340号

農業集落排水施設の一部の供用を開始するので、神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年条例第26号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する年月日

令和8年10月1日

2 汚水を排除する区域及び処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置

- (1)西 区 神出町宝勢字谷北 1556-1、神出町広谷 167-7、岩岡町西脇 126-1、
神出町宝勢 4434、神出町東 202、岩岡町岩岡 2068-1、
岩岡町岩岡字中場 180-9、神出町小束野 4-47 の各一部
- (2)北 区 淡河町野瀬 566-5、淡河町中山字茶屋町 25-1、八多町屏風 613-3
の各一部

神戸市告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月29日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三木線	神戸市長田区庄山町1丁目 8番1地先から	新	829.70	最大 44.70 最小 18.30
		神戸市須磨区菊池町2丁目 3番3地先まで	旧	829.70	最大 5.40 最小 4.70

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条第 1 項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町行原	上中	674 番のうち 別図の斜線部分	872 m ² のうち 160 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	押部谷町和田	山ノ下	374 番のうち 別図の斜線部分	2,950 m ² のうち 550 m ²	

別図は省略する。

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
神戸研究学園都市 周辺緑地	西区学園西町6丁目 西区学園東町4丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和8年9月15日

神戸市公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条の1の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価準備書の説明会を開催します。

令和8年9月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 都市計画決定権者の名称

名称：兵庫県

代表者の氏名：兵庫県知事 齋藤 元彦

住所：兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称：神戸市

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

住所：兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模

名称：播磨臨海地域道路

種類：一般国道の改築

規模：延長 約32キロメートル

車線数 4車線

3 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

4 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

5 神戸市域における準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日時：令和8年11月1日（日）午前10時から11時30分まで

場所：岩岡第1地域交流センター

（神戸市西区岩岡町岩岡922番地1号 西区役所岩岡出張所2階）

6 神戸市域における問合せ先

神戸市都市局都市計画課

電話（078）595-6702

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第 5 号

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第 1 条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年交規程第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定期券の購入手続) 第 5 条 [略] 2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書（様式第 2 号）により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市	(定期券の購入手続) 第 5 条 [略] 2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書（様式第 2 号）により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市

が発売した定期券（以下、「旧定期券」という）を保有しており、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) [略]

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合であつて、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合

ア～ウ [略]

3 前条第1項ただし書及び第2項に定める者が通学定期券（条例第6条の2に規定する連絡乗車券を除く。）を購入しようとする場合は、通学定期券購入申込書（様式第2号）により申し込むことができるものとし、その学校の代表者が発行した学生証等、在籍確認のできるもの又は年齢の確認できる公的証明書（以下「確認書類」という。）を提示するものとする。ただし、券種、通用区間及び経路

が発売した定期券（以下、「旧定期券」という）を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) [略]

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合

ア～ウ [略]

3 前条第1項ただし書及び第2項に定める者が通学定期券（条例第6条の2に規定する連絡乗車券を除く。）を購入しようとする場合は、様式第2号により申し込むことができるものとし、その学校の代表者が発行した学生証等、在籍確認のできるもの又は年齢の確認できる公的証明書（以下「確認書類」という。）を提示するものとする。ただし、旧定期券の通用期間が終了していない場合又は

が旧定期券と同一の定期券を購入するときで、次の各号のいずれかに該当する場合は、旧定期券を提出することにより、確認書類の提示を省略することができる。

(1) 旧定期券に卒業予定年月が登録され、かつ、旧定期券に登録された卒業予定月と同じ年度内までに購入しようとする場合で、通用期間が当該卒業予定月の翌年度の4月30日を越えないとき

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合であつて、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、発行年度が旧定期券と同一かつ通用期間が翌年度の4月30日を越えない定期券を購入するとき

4 前3項の規定にかかわらず、定期券自動発売機で定期券を購入する場合は、普通(通勤)定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書の提出を省略することができる。

(定期券自動発売機での購入手続)

通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、券種、通用期間、経路及び発行年度が旧定期券と同一かつ通用期間が翌年度の4月30日を越えない定期券を購入するときは、旧定期券を提出することにより、確認書類の提示を省略することができる。

4 定期券自動発売機で定期券を購入する場合は、第1項及び第2項に定める普通(通勤)定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書の提出を省略することができる。

(定期券自動発売機での購入手続)

第5条の2 [略]

(1) [略]

(2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号ア若しくは第2号ア又は第3項に定める手続で購入する場合

第5条の2 [略]

(1) [略]

(2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号ア又は第2号アに定める手続で購入する場合

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第5条、第11条関係)
(表面)

(裏面)

[illegible]

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金の割引) <u>第４条 削除</u>	(料金の割引) <u>第４条 本市高速鉄道と本市乗合自動車又は他乗合自動車を、別に定める本市高速鉄道の接続駅に連絡して乗</u>

り継ぐ場合は、第3条に定める料金から次に掲げる料金を控除して得た額とする。

	高速 鉄道	接続駅	乗合 自動 車	対象となる 乗合自動車	
	割引 率		割引 率		
定 期 券	10%	各駅	10%	普通区	
		別に定 める接 続駅	10%	近 郊 区	市 バ ス 単 独 路 線
			5%	神 姫 バ ス 定 期 共 通 乗 車 区 間 (58系 統 の う ち「伊川 谷 高 校 前 ～ 伊 川 谷 駅 前」)	
			10%	山 陽 バ ス 共 同 運 行 路 線	
				湊川公乗 車 阪急バス150	

		園、ハーバーランド	区間に応じ、阪	系統、151系統
		湊川公園、大倉山、ハーバーランド	急バスが定め割引率	阪急バス61系統
		西神中央、伊川谷、学園都市、名谷	5%	神姫バス単独路線
		西神中央		神姫バス・神姫ゾーンバス共同運行路線

2 前項に定める金額を控除する計算において10円未満の端数が生じた場合は、本市及び他乗合自動車に係る金額については10円単位に四捨五入し、本市高速鉄道に係る金額については10円単位に切り上げるものとする。

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程（令和8年交規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則（令和8年交規程第18号） （施行期日） 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 [略] 3 <u>この規程の施行の際現に発行されている1日乗車券が不要となったときは、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により払戻しを受けることができる。</u>	附 則（令和8年交規程第18号） （施行期日） 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。<u>ただし、第1条中神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程第17条第6項及び第23条を改める規定、第2条中神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程第8条第3項を改める規定については、同年10月1日から施行する。</u> （経過措置） 2 [略]

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行日前に発行された1日乗車券については、令和8年10月1日以後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該カードと引換えに既納の料金に相当する額の払戻しを受けることができる。

(1) 有効期間の定めがあり、当該有効期間の満了日が令和13年9月30日以前であるもの

当該有効期間が満了する日まで

(2) 有効期間の定めがないもの又は有効期間の満了日が令和13年9月30日を超えるもの

令和13年9月30日まで

5 [略]

6 この規程の施行の際現に発行されている市バス・地下鉄共通1日乗車券が不要となったときは、令和8年9月30日までの間、なお従前の例により払戻しを受けることができる。

7 前項に定めるもののほか、この規程の施行日前に発行された市バス・地下鉄共通1日乗車券については、令和8年10月1日以後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該カードと引換えに既納の料金に相当する額の払戻しを受けることができる。

3 [略]

(1) <u>有効期間の定めがあり、当該有効期間の満了日が令和13年9月30日以前であるもの</u> <u>当該有効期間が満了する日まで</u>	
(2) <u>有効期間の定めがないもの又は有効期間の満了日が令和13年9月30日を超えるもの</u> <u>令和13年9月30日まで</u>	

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第4条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（昭和40年交規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(普通区及び近郊区の料金) 第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をい	(普通区及び近郊区の料金) 第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をい

い、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区

券種		通用 期間	料金	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
通学 定期 券	[略]	[略]	[略]	[略]

イ、ウ [略]

い、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区

券種		通用 期間	料金	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
通学 定期 券	[略]	[略]	[略]	[略]
昼間割引 定期券	1 月	1 箇 月	5,380 円	午前9時30 分から午後 4時まで に降車する 場合に限り 使用すること ができるもの とする。

イ、ウ [略]

2 [略]

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区 第3条第1項第3号に規定する大人の定期券の該当料金額からその5割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。)

イ 近郊区 第3条第1項第3号に規定する大人の定期券の該当料金額からその3割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。)

2 [略]

(乗車券の様式)

第9条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区 第3条第1項第3号に規定する大人の定期券(昼間割引定期券を除く。)の該当料金額からその5割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。)

イ 近郊区 第3条第1項第3号に規定する大人の定期券(昼間割引定期券を除く。)の該当料金額からその3割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。)

2 [略]

(乗車券の様式)

第9条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 削除

(9) ～ (10) [略]

(購入手続)

第18条 [略]

2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書（様式第12号）により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券（以下、「旧定期券」という）を保有しており、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) [略]

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合であつて、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過

(8) 昼間割引定期券 様式第8号

(9) ～ (10) [略]

(購入手続)

第18条 [略]

2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書（様式第12号）により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券（以下、「旧定期券」という）を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) [略]

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合

<u>していない場合</u> ア～ウ [略] 3 ～ 4 [略]	ア～ウ [略] 3 ～ 4 [略]
---	---

様式第 8 号を削る。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第18条関係）
普通（通勤定期券購入申込書）
（表面）

(裏面)

[illegible]

(神戸市乗合自動車振替輸送取扱規程の一部改正)

第5条 神戸市乗合自動車振替輸送取扱規程（平成6年交規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(振替輸送を実施する乗車券の種類) 第7条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1) 定期券(IC証票定期券を含み、通用期間内で、かつ、券面表示区間内であるものに限る。) (2)～(3) [略]	(振替輸送を実施する乗車券の種類) 第7条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1) 定期券(IC証票定期券を含み、通用期間内で、かつ、券面表示区間内であるものに限る。<u>昼間割引定期券にあつては、その通用時間内であるものに限る。</u>) (2)～(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 第3条中神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程附則第3項及び第6項を追加する規定については、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前にこの規程の第2条の規定による改正前の神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程第4条の規定に基づき発行された定期券であつて、この規程の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、なお従前の例により使用し、又は払戻しを受けることができるものとする。
- 4 施行日前にこの規程の第4条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程第3条の規定に基づき発行された定期券であつて、この規程の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、なお従前の例により使用し、又は払戻しを受けることができるものとする。
- 5 施行日前にこの規程の第4条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車

料金等に関する条例施行規程第3条の規定に基づき発行された定期券であって、この規程の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この規程の第5条の規定による改正前の神戸市乗合自動車振替輸送取扱規程第7条の2の規定に基づき、なお従前の例により振替輸送を実施することができるものとする。

神戸市選告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年9月15日

神戸市選挙管理委員会

委員長 北 川 道 夫

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,561</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>204,673</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>253,505</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,080</u>
	灘区	<u>35,985</u>
	中央区	<u>37,464</u>
	兵庫区	<u>30,464</u>
	北区	<u>57,742</u>
	長田区	<u>25,316</u>
	須磨区	<u>42,949</u>
	垂水区	<u>58,094</u>
	西区	<u>64,255</u>

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

神戸市人事委員会

委員長 福井 誠

神戸市人事委員会規則第 3 号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成 4 年 10 月 人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表 (令7人委規則6・令7人委規則1・令8人委規則6・一部改正)			別表 (令7人委規則6・令7人委規則1・令8人委規則6・一部改正)		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 駅務士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上(ただし、乗合自動車運転士については19歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上)35歳未満(ただし、 <u>乗合自動車運転士については神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号)で定める定年年齢未満</u> 、高速鉄道運転士については30歳未満)の者であって、つこうとする職に必要な免許又は資格を有すること。(電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。) (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 駅務士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上(ただし、乗合自動車運転士については19歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上)35歳未満(ただし、 <u>高速鉄道運転士については30歳未満</u>)の者であって、つこうとする職に必要な免許又は資格を有すること。(電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。) (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。